

総合事業窓口対応マニュアル

介護予防ケアマネジメントマニュアル



糸魚川市福祉事務所

内容

はじめに.....	3
1 糸魚川市における介護予防・日常生活支援総合事業.....	4
総合事業窓口対応マニュアル.....	6
1 受付窓口の心得.....	6
2 申請の流れ.....	7
【新規用】事業対象者決定までの流れ.....	8
【事業対象者決定後の流れ】（新規の場合）.....	11
3 事業対象者の有効期間について.....	12
4 ケアマネジメント作成依頼届について.....	12
5 事業対象者のサービス利用が不要となった場合.....	12
あきらかに要介護認定が必要な事例紹介.....	13
介護保険窓口受付フローチャート.....	14
基本チェックリスト（総合事業サービス利用希望者用 新規・更新）.....	15
基本チェックリストについての考え方.....	17
介護予防ケアマネジメントマニュアル.....	20
1 事業内容.....	21
2 介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方.....	22
3 介護予防ケアマネジメントの類型と考え方.....	23
4 実施主体（実施担当者）.....	23
5 実施の手順.....	23
【ケアマネジメント A（共通事項）】.....	24
【ケアマネジメント B】.....	27
【ケアマネジメント C】.....	28
6 留意事項.....	29
7 興味関心チェックシートの活用.....	30
8 ケアマネジメント報酬(単価・加算).....	36

9	基準緩和型サービスについて.....	37
10	短期集中予防サービスについて（ケアマネジメント B）	40
11	地域リハビリテーション活動支援事業について.....	43
12	請求までの流れ.....	44
13	介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの整理.....	44

はじめに

地域包括支援センターをはじめとした、「介護予防・日常生活支援総合事業」における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)に関わるみなさんが適切に事業を実施するためにあたり、制度理解の助けとなるよう本マニュアルを作成しました。

介護保険法(抄)

第百十五条の四十五

市町村は、被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、以下この章において同じ。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)を行うものとする。

- 一 居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下「居宅要支援被保険者等」という。)に対して、次に掲げる事業を行う事業(以下「第一号事業」という。)
- イ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業(以下この項において「第一号訪問事業」という。)
- ロ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業(以下この項において「第一号通所事業」という。)
- ハ 厚生労働省令で定める基準に従って、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると認められる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業(二において、「第一号生活支援事業」という。)
- ニ 居宅要支援被保険者等(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。)の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業所又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業(以下「第一号介護予防支援事業」という。)



介護予防ケアマネジメント (第一号介護予防支援事業)

＝要支援者に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施

1 糸魚川市における介護予防・日常生活支援総合事業

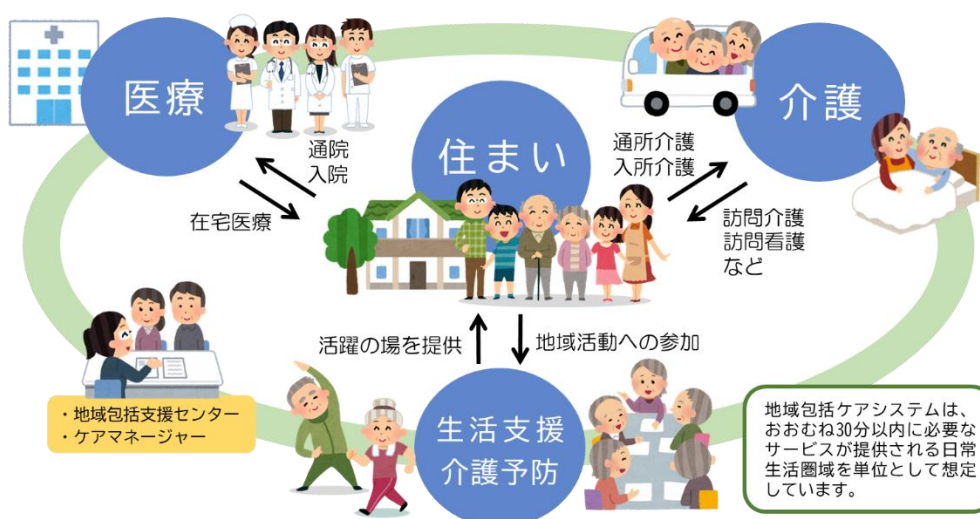
(1)糸魚川市の考え方

令和7年(2025年)には全ての団塊世代が75歳以上に、令和22年(2040年)には90歳以上となって介護ニーズの増加が見込まれるほか、団塊ジュニア世代も65歳の高齢期に到達することから、介護保険制度を中心とした高齢者の生活を支える仕組みを安定的に継続することが求められます。

そのためには、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、限りある社会資源を活用し、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を更に深化・推進していく必要があります。

それは、高齢者を「支援を必要とする人」として画一的に位置付けるのではなく、地域社会を「支える参加者」として様々な社会参加の機会と環境をつくり、高齢者を含めた全ての世代が持てる力を出し合いともに支え合う「地域共生社会」の実現を図っていくことでもあります。

地域包括ケアシステムの姿



【背景】

団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)に向け、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者世帯の増加が予測される中、介護費用の増大や介護人材の不足が見込まれることから、介護保険制度を持続可能な制度とする必要があります。

【目的】

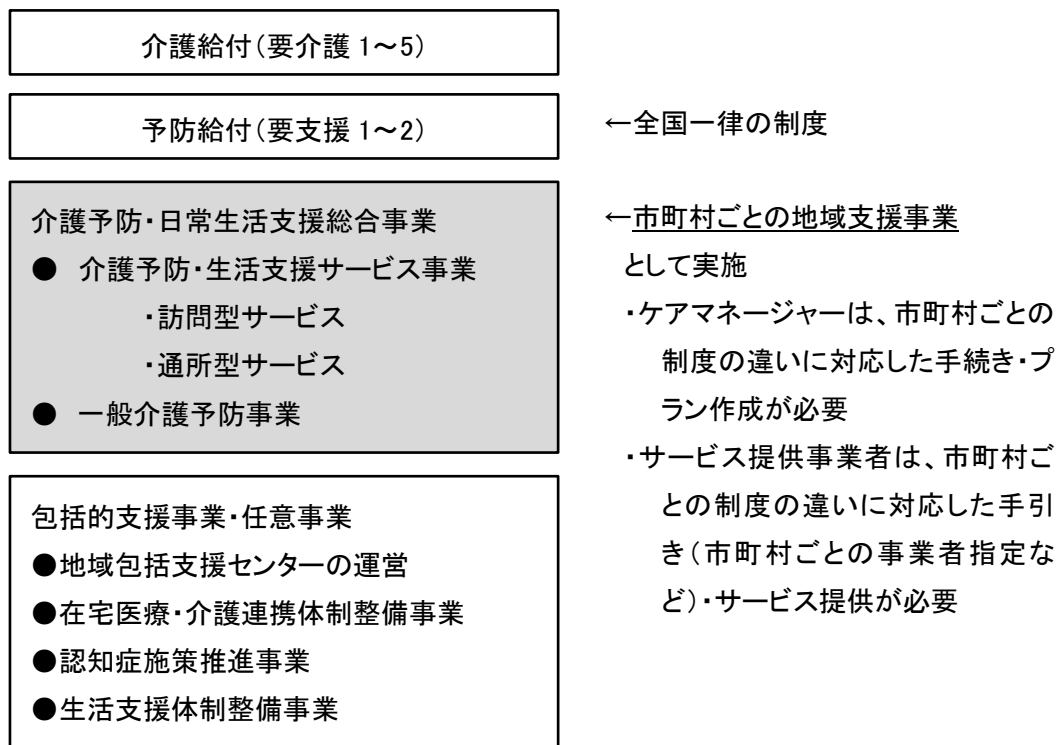
総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、多様な主体による多様なサービスを充実することで、要支援者等に対する効率的な支援等を可能とすることを目指します。

要支援認定者と要介護認定者の大きな違いは、口腔機能の低下とIADLの低下であると分析しました。介護予防・日常生活支援総合事業では、口腔機能の維持・向上、IADLの低下は認知症に起因するものとし認知症予防を掲げ、事業利用者の状態の維持、改善を目的とします。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の制度構成

要支援者自身の能力を最大限に生かしつつ、訪問型・通所型の現行相当のサービスに加えて、利用者の状態やニーズに応じて適切なサービスを提供できるようサービスの多様化を図ります。

また、介護予防事業については、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の体操、運動等の通いの場を充実させること等を通じて介護予防活動の取り組みを推進します。



総合事業窓口対応マニュアル



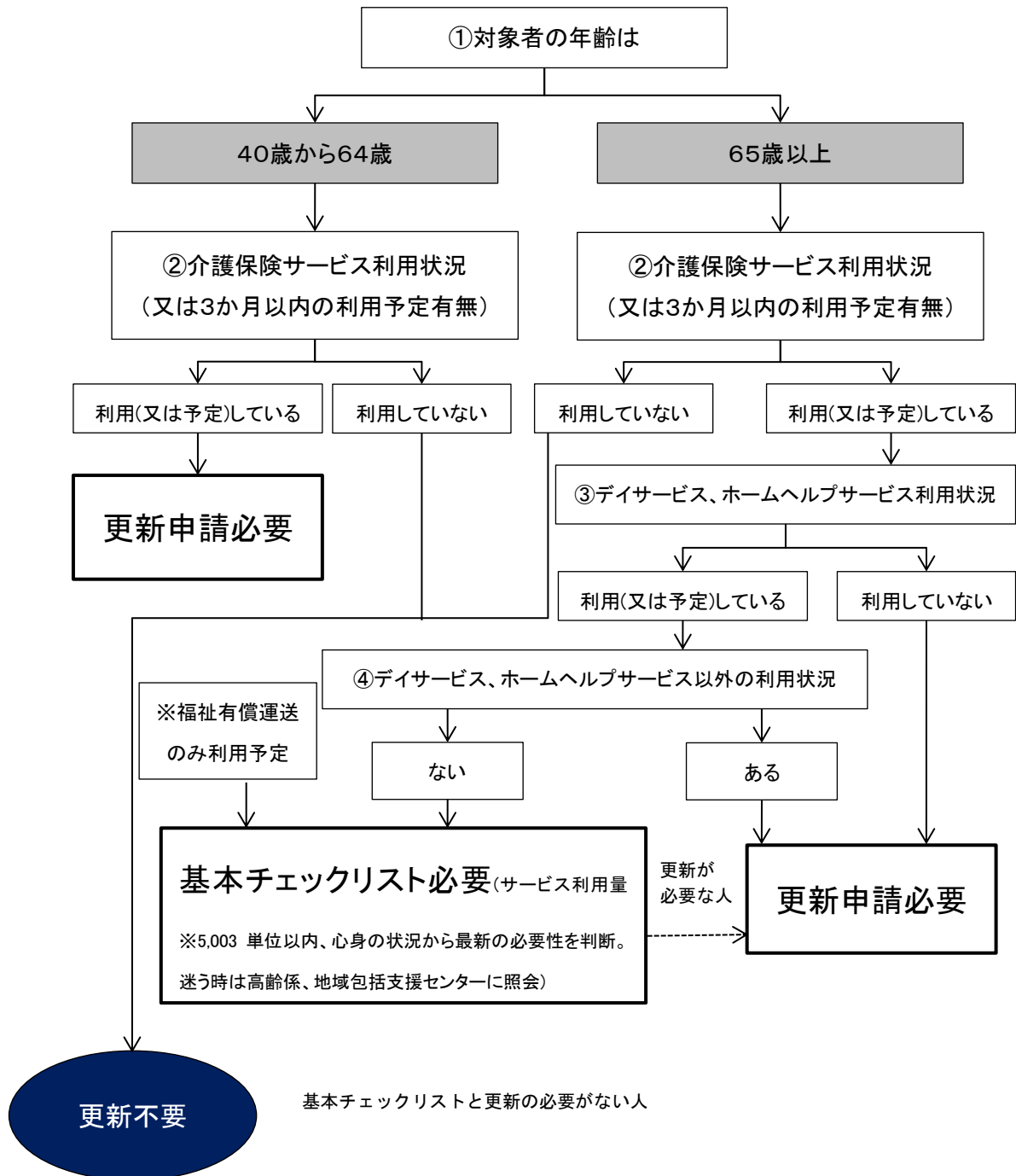
1 受付窓口の心得

- ・受付では、対象者のサービス意向と身体状況に合わせて、介護保険の申請か総合事業の申請(基本チェックリストの実施)かを判断します。
- ・介護保険の利用は、あくまでも本人の自立のための利用であることを理解し、申請の必要性について、ご判断ください。
- ・総合事業利用について、対象者に混乱がないよう丁寧な説明をお願いします。
- ・判断に迷う場合は、福祉事務所地域包括ケア係に照会ください。

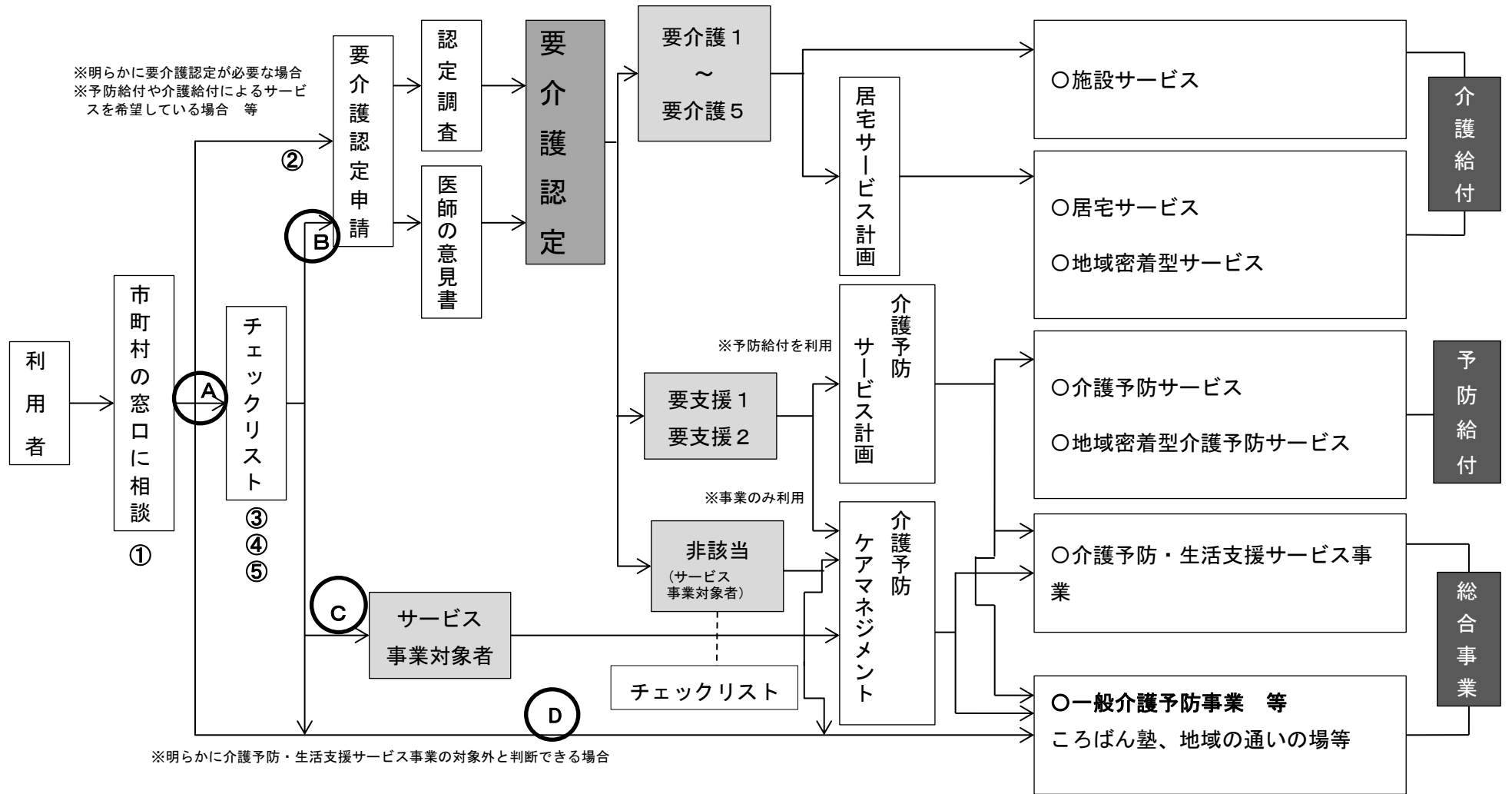
2 申請の流れ

【更新用】要支援認定者の更新申請必要性判定チャート

※第2号被保険者は総合事業の利用、予防給付の利用のいずれの場合も要支援認定が必要です。チェックリストで判断することはできません。



【新規用】事業対象者決定までの流れ



(A)

① 窓口で相談に来られた際には、なぜ、来所されたのかの理由についてその主訴を聞き取り、明らかに要介護認定申請が必要か、それとも一般介護予防事業等での対応が必要か、或いは、サービス事業の対象者かの判断をする。→「認定申請受付票」に記入

② 明らかに要介護認定が必要な人の場合や認定を受けておいた方が望ましいと判断された場合には、要介護認定の申請を案内する。→「介護保険申請書」に記入
※非該当となった後、基本チェックリストを実施しサービス事業の対象者となる場合もある。

③ 要介護認定の必要性が低いと判断したが、何らかのサービス利用が望ましいのではないかと思われる場合(または、希望内容が総合事業の範囲のみの場合)には、窓口に来られた方の同意を得ながら、基本チェックリストを実施する。→「基本チェックリスト」に記入してもらう。その際、「お薬手帳」の提示を求め、記入時参考にする。

④ 本人が来所できない(入院中・相談窓口が遠い・外出に支障があるなど)場合は、電話や家族の来所による相談に基づき、本人の状況や相談の目的を聞き取る。また、家族等に基本チェックリストを渡し、後日地域包括支援センターに届ける方法でも可とする。

これらの場合の基本チェックリストの活用については、介護予防ケアマネジメントのプロセスで、地域包括支援センター等が本人の状況を確認するとともに、事業の説明を行い、適切なサービス利用につなげる。

⑤ 居宅介護支援事業所等からの代行によるチェックリストの提出も可とするが、本人が来所できない場合と同様の扱いとする。

※サービス事業(事業目的・内容・手続き)、要介護等申請、一般介護予防事業の説明には、各パンフレット・リーフレット等活用する。

(B)

基本チェックリストを実施した後に、やはり、住宅改修が必要、福祉用具のレンタルが必要といったニーズが出てきた場合などについては、改めて要介護認定申請の案内を行う。

(C)

基本チェックリストの該当者(サービス事業対象となる候補者の選定基準に合致し、サービス事業の利用がふさわしいと判断した場合)については、事業対象者となることを説明する。→「介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」の提出をする。その際、被保険者証の添付を求める。

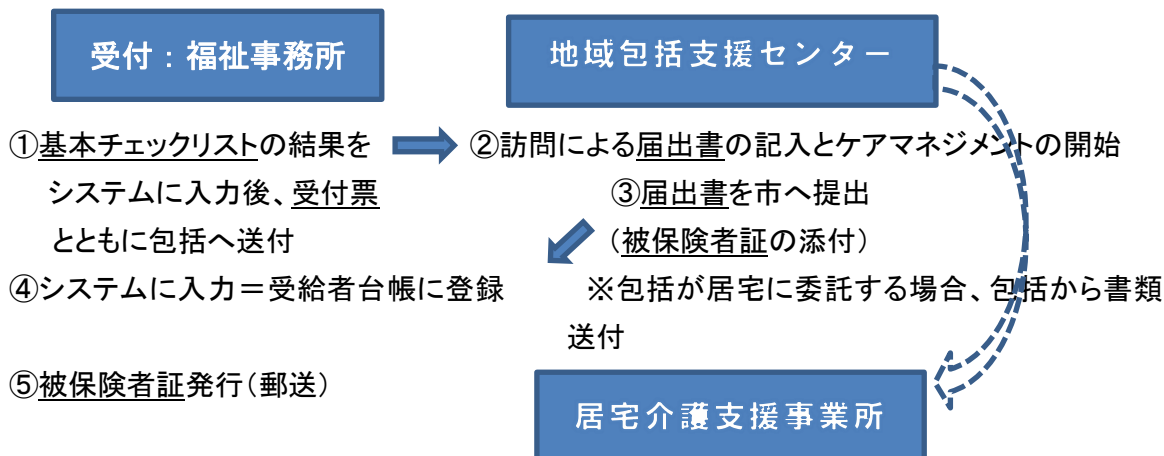
(D)

窓口に来られた方が、明らかに心身機能が元気で、介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合は、一般介護予防事業やその他地域の通いの場を案内する。

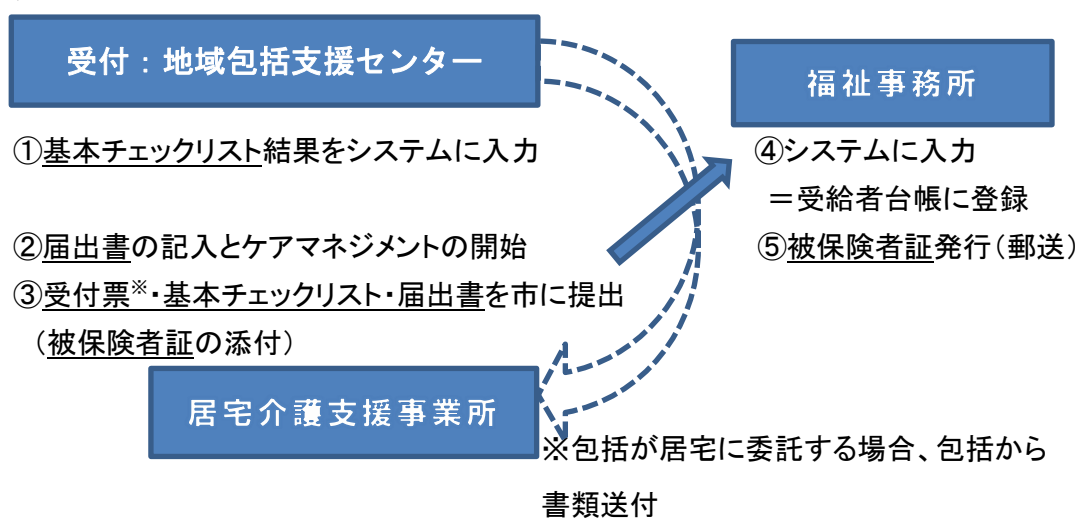
また、基本チェックリストの回答で、事業対象者の候補者選定にも該当しない場合については、一般介護予防事業等への参加や事業の担い手になっていただく(ボランティアセンター等紹介)ことを勧める場合もある。

【事業対象者決定後の流れ】（新規の場合）

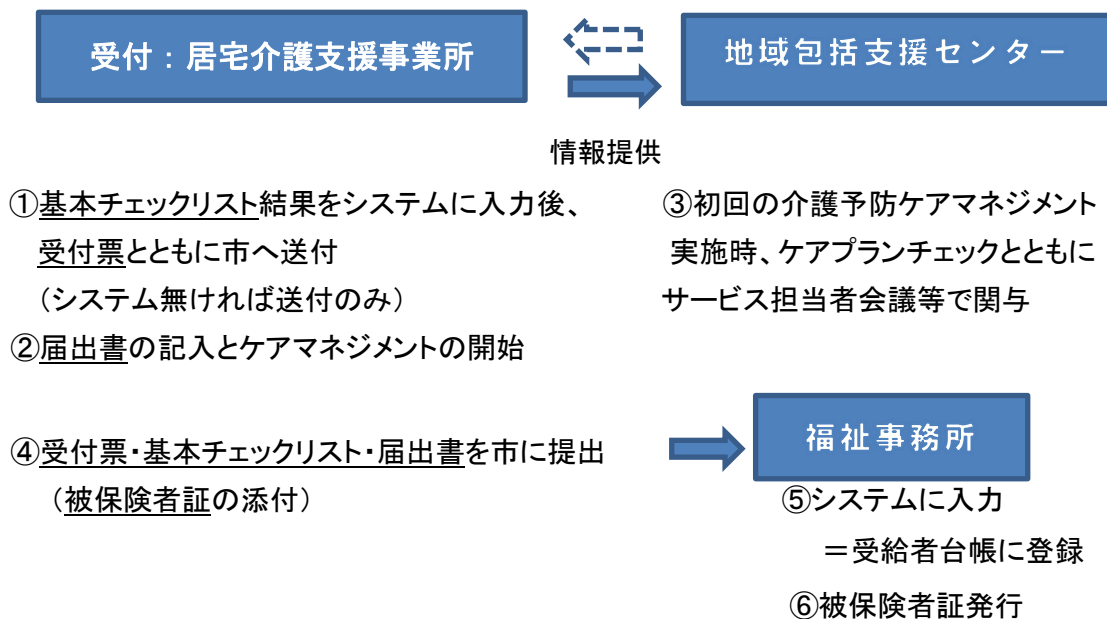
(1)



(2)



(3)



※必要な書類は全てコピーをとって保管し、原本は全て市に提出する。

※市にて被保険者証の交付に時間を要する場合は、資格者証を交付し、後日登録後の被保険者証を発行する。

3 事業対象者の有効期間について

平成29年度より有効期間を設けずに運用しています。なお、状態変化に伴い、適切なサービス量の確保、福祉用具等その他給付サービスを利用する場合は、要介護認定申請(新規申請)をご案内ください。

★ケアプランの期間は最大24か月として運用します。ただし、利用者の状態により期間を短縮しても差し支えありません。

4 ケアマネジメント作成依頼届について

「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」の運用方法については、予防給付と同じです。

5 事業対象者のサービス利用が不要となった場合

サービス利用が不要となった場合は、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」の変更理由欄に「終了」と記載し、福祉事務所地域包括ケア係に提出してください。

※事業対象者としての資格が終了となったわけではありません。

●事業対象者がサービスを再度利用する場合

- ①介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書に終了と記載して、地域包括ケア係に提出した場合は、基本チェックリストを実施し、介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書と一緒に地域包括ケア係に提出してください。
- ②介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書の終了届を提出していない場合は、基本チェックリストを実施し、事業対象者に該当することを確認した後、サービス提供の準備を開始します。届出書が有効か地域包括ケア係に確認(電話可)してください。

あきらかに要介護認定が必要な事例紹介

※ケーススクリーニングの視点例(窓口対応者用)

要介護認定実施の必要性について判断しています。(生駒市の例)

①	杖をついたり、歩行器を使用したり、ひとりで歩くことができない場合 (車いすに乗っている。寝たきりである。)
②	認知症の悪化により、日常生活に支障をきたしている場合 (買う品物を忘れてしまうため、必要なものをひとりで購入することができない。料理をする段取りを覚えていられないため、料理がひとりでできない。洗濯機の操作や掃除の段取りが分からず、家事の遂行ができない。)
③	服薬や病気の管理のために、訪問看護サービスの利用目的がある場合
④	自宅内での移動、浴槽が深いなどの理由から住宅改修による手すり等の設置が必要な場合や福祉用具のレンタルや購入の希望が明確な場合
⑤	家族の介護力の問題で、長時間の預かりを求めている場合 (不適切な介護や高齢者虐待の疑いなどで、定期的に家族との分離としてショートステイの利用が必要な場合など)

介護保険窓口受付フローチャート

介護保険の理念 要介護者が尊厳を持って、自立した生活を営めるようにサービスを給付
国民は、要介護状態となることを予防するための、健康保持増進、要介護状態となった場合にも、介護サービスを利用して、能力維持向上に努める。

フレイルや、急性疾患等、一時的な身体能力機能低下の場合は、自分の能力向上のため、サービスを利用し、自分でできるようになることを目指しましょう。

対象者 氏名 _____ 生年 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (歳) 住所 糸魚川市 _____ ☎ _____

相談者 氏名 _____ 続柄 _____ 住所 _____ ☎ _____

相談したいことは？

病気の進行に伴い、日常生活が困難になってしまった (_____)

認知症が進行し、家族の介護負担が増えた (_____)

入院中で治療がひと段落し、退院することになったが、(_____)
自宅での生活に介護が必要

かかりつけ医や病院から介護申請するよう言われた (_____)

その他 (_____)

今すぐサービスは不要だが、何かあったら心配

担当包括を紹介する

家族状況 ジェノグラム

フリー記入欄

	介護予防活動をしたほうがよい状態	介護保険申請をしたほうがよい状態	
歩行	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> すり足歩行 <input type="checkbox"/> 杖歩行	<input type="checkbox"/> ここ一年で転倒したことがある <input type="checkbox"/> 手すりや壁につかまって歩く <input type="checkbox"/> 1人で歩けない <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
排泄	<input type="checkbox"/> 自分でトイレに行ける <input type="checkbox"/> オムツ着用	<input type="checkbox"/> トイレまでの付添いが必要 <input type="checkbox"/> スポンの上げ下げに介助が必要 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
入浴	<input type="checkbox"/> 1人で入れる <input type="checkbox"/> 見守りをしている	<input type="checkbox"/> 家族が手伝っている <input type="checkbox"/> 浴槽がまたげない <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
食事	<input type="checkbox"/> 自分で食べられる <input type="checkbox"/> 見守りをしている	<input type="checkbox"/> 家族が食べさせている <input type="checkbox"/> その他 (_____)	

65歳以上

退院の目的が立つなど状態が安定してから再相談

入院中の方

- 担当包括を紹介する
- 入院中は病院の医療相談室に相談

希望のサービス

デイサービス ヘルパー

または介護予防活動をしたほうがよい状態に あり

訪問看護 ショートステイ 住宅改修 福祉用具の購入またはレンタル

64歳以下

特定疾病の対象である

老化が原因とされる、以下の病気が対象

- がん (医師が回復の見込みがない状態と判断したもの) ●関節リウマチ ●脳血管疾患
- 筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ●脊性官狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症 ●閉塞性動脈硬化症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険を申請

介護保険申請書にそって聞き取り、②「介護保険申請をされた方へ」の用紙を渡し、内容を説明する

糸魚川外、あさひ総合病院、富山労災病院、丸川病院、黒部市民病院で主治医意見書をお願いする場合、問診票が必要になるので記入してもらいます。

ご本人が来庁している

いいえ → 状況不明のため包括へ対応依頼 地区担当包括へ情報提供

はい → 介護保険を申請

障害者手帳を取得しているまたはその必要がある

はい → 福祉サービス係へ

いいえ → 自己負担での家政婦など民間サービスの紹介

基本チェックリストを実施

ひとつでも該当あり → 介護保険を申請

該当なし → まだまだ元気！ 今の状態を維持できるようにしていきましょう

介護予防・生活支援サービス事業の利用希望

①総合事業のパンフレットで事業を紹介し、利用を希望するか聞き取り

なし → おむつ券を希望 福祉サービス係へ

あり → ③介護予防手帳を用いて説明する

おむつ券を希望 福祉サービス係へ

※事業対象者は排尿障害のお薬を処方されていることが要件

一般介護予防事業の紹介

③介護予防手帳を用いて説明する

健康体教室	体力に自信がある方向けです。
地区運動教室	体力に自信があまりない方向けです。
ころばん塾	転倒骨折を予防する体操教室です。
通いの場	地域で行っている活動やサロンなど

それぞれの事業を紹介

基本チェックリストの運動機能低下に №6～10 №16～17

パワーリハビリテーション、訪問機能訓練の紹介

本人から直接包括へサービス利用したいことを伝えてもらう。市から担当包括にも情報提供し、チェックリストの写しを送付する。

受付日 _____

対応者 _____

基本チェックリスト（総合事業サービス利用希望者用 新規・更新）

チェックリスト実施日 R . .							
チェックリスト実施者:所属			氏名				
フリガナ			住	〒		性	男・女
氏名			所			別	
生年月日			年	歳	電話番号		
被保険者証 の送付先	住所	〒	TEL				
	氏名	続柄					
希望するケアマネージャー(※ 希望がある場合のみ記入)							
前回の認定情報(※直近で認 定をお持ちの方のみ)			要支援()		要介護()		※()に介護度を記載
			有効期間 平成・令和 年 月 日～		平成・令和 年 月 日		

※以下の質問項目について、該当する項目に○を付けてください。

1) 医師から次の病気にかかっているといわれ治療を受けたことがありますか？	
①脳卒中(脳梗塞・脳出血等)	ある ・ なし ・ 治療中 病院名 _____
②高血圧	ある ・ なし ・ 治療中 病院名 _____
③心臓病(心筋梗塞・心不全等)	ある ・ なし ・ 治療中 病院名 _____
④不整脈(心室性頻拍、発作性上室性頻拍等)	ある ・ なし ・ 治療中 病院名 _____
⑤糖尿病	ある ・ なし ・ 治療中 病院名 _____
⑥その他(病名:)	ある ・ なし ・ 治療中 病院名 _____
(病名:)	ある ・ なし ・ 治療中 病院名 _____
2) 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)	
J 何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立しており、独力で外出する。	1 交通機関を利用して外出する
	2 隣近所なら外出する
A 屋内の生活はおおむね自立しているが、介助なしに外出しない。	1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する
	2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
B 屋内での生活は何らかの介助を有し、日常もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ。	1 車いすに移乗し、食事排泄はベッド上から離れて行う
	2 介助により車いすに移乗する
C 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいても介助を要する。	1 自力で寝返りをうつ
	2 自力では寝返りもうたない

裏面へ



◎質問票の当てはまる方に○をつけ点数により事業対象者の判断をします

はい いいえ

事業対象者

1	バスや電車で一人で外出していますか	0点	1点
2	日用品の買い物をしていますか	0点	1点
3	預貯金の出し入れをしていますか	0点	1点
4	友人の家を訪ねていますか	0点	1点
5	家族や友人の相談に乗っていますか	0点	1点
6	階段を手すりや壁を伝わらずに昇っていますか	0点	1点
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0点	1点
8	15分くらい続けて歩いていますか	0点	1点
9	この1年間で転んだことはありますか	1点	0点
10	転倒に対する不安は大きいですか	1点	0点
11	6か月で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1点	0点
12	身長 cm 体重 kg ◎BMIが18.5未満ですか？ BMI=体重(kg)÷{(身長 m)÷(身長 m)}	1点	0点
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1点	0点
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1点	0点
15	口の渇きが気になりますか	1点	0点
16	週に1回以上は外出していますか	0点	1点
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1点	0点
18	周りの人からいつも同じことを聞くなどの物忘れがあるといわれますか	1点	0点
19	自分で電話番号を調べてかけることをしていますか	0点	1点
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1点	0点
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1点	0点
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1点	0点
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1点	0点
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1点	0点
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1点	0点

1～20 まで 点
↓
10 点以上の人
① 通いの場 ⑤一般介護予

6～10 まで 点
↓【運動機能低下】
3 点以上の人②受診勧奨
⑤一般介護予防

11～12 まで 点
↓【低栄養】
2 点以上の人
④健康増進課栄養士へ

13～15 まで 点
↓【口腔機能低下】
2 点以上の人 ②受診勧奨
⑤口腔機能改善教室

16～17 まで 点
↓【閉じこもり】
No16 の人 ①通いの場
⑤一般介護予防事業

18～20 まで 点
↓【認知機能低下】
1 点以上の人 ③認知症地域支援推進員へ

21～25 まで 点
↓【うつ病の可能性】
2 点以上の人
④健康増進課 保健師へ



1項目も該当しない人
↓
①通いの場
⑤一般介護予防事業

地域包括支援センターが行う事業の実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、基本チェックリスト記入内容、利用者基本情報、アセスメントシートを、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、総合事業におけるサービス事業等実施者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意します。

令和 年 月 日 氏名 _____

基本チェックリストについての考え方

【共通事項】

- ①対象者には、各質問項目の趣旨を理解していただいた上で回答してもらってください。それが適当な回答であるかどうかの判断は、基本チェックリストを評価する者が行ってください。
- ②期間を定めていない質問項目については、現在の状況について回答してもらってください。
- ③習慣を問う質問項目については、頻度も含め、本人の判断に基づき回答してもらってください。
- ④各質問項目の趣旨は以下のとおりです。各質問項目の表現は変えないでください。

	質問項目	質問項目の趣旨
1～5の質問項目は、日常生活関連動作について尋ねています。		
1	バスや電車で1人の外出していますか	家族等の付き添いなしで、1人でバスや電車を利用して外出しているかどうかを尋ねています。バスや電車のないところでは、それに準じた公共交通機関に置き換えて回答してください。なお、1人で自家用車を運転して外出している場合も含まれます。
2	日用品の買い物をしていますか	自ら外出し、何らかの日用品の買い物を適切に行っているかどうか(例えば、必要な物品を購入しているか)を尋ねています。頻度は、本人の判断に基づき回答してください。電話での注文のみで済ませている場合は「いいえ」となります。
3	預貯金の出し入れをしていますか	自ら預貯金の出し入れをしているかどうかを尋ねています。銀行等での窓口手続きも含め、本人の判断により金銭管理を行っている場合に「はい」とします。家族等に依頼して、預貯金の出し入れをしている場合は「いいえ」となります。
4	友人の家を訪ねていますか	友人の家を訪ねているかどうかを尋ねています。電話による交流や家族・親戚の家への訪問は含みません。
5	家族や友人の相談にのっていますか	家族や友人の相談にのっているかどうかを尋ねています。面談せずに電話のみで相談に応じている場合も「はい」とします。
6～10の質問項目は、運動器の機能について尋ねています。		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかどうかを尋ねています。時々、手すり等を使用している程度であれば「はい」とします。手すり等を使わずに階段を昇る能力があっても、習慣的に手すり等を使っている場合には「いいえ」となります。
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているかどうかを尋ねています。時々、つかまっている程度であれば「はい」とします。

8	15分位続けて歩いていますか	15分位続けて歩いているかどうかを尋ねています。屋内、屋外等の場所は問いません。
9	この1年間に転んだことがありますか	この1年間に「転倒」の事実があるかどうかを尋ねています。
10	転倒に対する不安は大きいですか	現在、転倒に対する不安が大きいかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
11・12の質問項目は、低栄養状態かどうかについて尋ねています。		
11	6か月で2～3kg以上の体重減少がありましたか	6か月間で2～3kg以上の体重減少があったかどうかを尋ねています。6か月以上にかかって減少している場合は「いいえ」となります。
12	身長、体重	身長、体重は、整数で記載してください。体重は1か月以内の値を、身長は過去の測定値を記載して差し支えありません。
13～15の質問項目は、口腔機能について尋ねています。		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	半年前に比べて固いものが食べにくくなったかどうかを尋ねています。半年以上前から固いものが食べにくく、その状態に変化が生じていない場合は「いいえ」となります。
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	お茶や汁物等を飲む時に、むせることがあるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
15	口の渇きが気になりますか	口の中の渇きが気になるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
16・17の質問項目は、閉じこもりについて尋ねています。		
16	週に1回以上は外出していますか	週によって外出頻度が異なる場合は、過去1か月の状態を平均してください。
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	昨年の外出回数と比べて、今年の外出回数が減少傾向にある場合は「はい」となります。
18～20の質問項目は認知症について尋ねています。		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	本人は物忘れがあると思っても、周りの人から指摘されることがない場合は「いいえ」となります。
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	何らかの方法で、自ら電話番号を調べて、電話をかけているかどうかを尋ねています。誰かに電話番号を尋ねて電話をかける場合や、誰かにダイヤルをしてもらい会話だけする場合には「いいえ」となります。
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	今日が何月何日かわからない時があるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。月と日の一方しかわからない場合には「はい」となります。

21～25 の質問項目は、うつについて尋ねています。		
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	ここ2週間の状況を、本人の主観に基づき回答してください。
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	
23	(ここ2週間)以前は楽に出来ていたことが今ではおっくうに感じられる	
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	

<基本チェックリスト該当点数以上の場合>

該当点数により右枠の内容に該当する場合は、希望される総合事業サービス以外でも、下記該当事業について紹介する等、ケアマネジメントに反映してください。

- ①通いの場(サロン・地区運動教室など) ②受診勧奨
 ③認知症地域支援推進員(福祉事務所) ④健康増進課
 ⑤一般介護予防事業

※③④の、市職員については、サービス担当者会議の参集や直接保健指導を依頼するなど、ケースに合わせた関与を依頼してください。→福祉事務所地域包括ケア係へ連絡を。

【総合事業サービス参加の可否等について主治医への相談が必要と考えられる主な場合】

- コントロールされていない心疾患・不整脈のあるもの
- 収縮期血圧 180mmhg 以上のものや 180mmhg 未満であっても状態等により見当が必要なもの
- 急性期の関節痛。関節炎・神経症状のあるもの
- 慢性閉塞性肺疾患(慢性気管支炎・肺気腫など)で息切れ・呼吸困難があるもの
- 急性期の肺炎・肝炎などの炎症のあるもの
- 骨粗鬆症で、脊椎圧迫骨折のあるもの
- 認知機能低下により、プログラムの実施に支障をきたすもの
- その他、本サービス等の実施によって、健康状態が急変あるいは悪化する危険性があるもの

介護予防ケアマネジメントマニュアル



1 事業内容

介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という)における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)(以下、「介護予防ケアマネジメント」という)は、要支援認定者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象の基準に該当した者(以下、「事業対象者」という)に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス(第1号訪問事業)、通所型サービス(第1号通所事業)、その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)のほか一般介護予防事業や市町村の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援認定者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業です。

糸魚川市介護予防・日常生活支援総合事業 第1号事業・保健福祉事業

【訪問型サービス】

基準	介護予防・生活支援サービス		保健福祉事業
サービス種別	現行相当サービス(従来の予防訪問介護)	基準緩和型サービス	
利用者	要支援認定者・事業対象者	要支援認定者・事業対象者	
サービス内容	○訪問介護員(有資格者)による「身体介護」及び「生活援助」	○非専門職(一定研修受講者)による自立支援のための見守りの援助及び生活援助	○委託事業所に雇用されている非専門職(一定研修受講者)による生活援助
			○保健師等専門職がその者の居宅を訪問して必要な相談・指導等を実施

【通所型サービス】

基準	介護予防・生活支援サービス		保健福祉事業
サービス種別	現行相当サービス(従来の予防通所介護)	基準緩和型サービス	
利用者	要支援認定者・事業対象者	要支援認定者・事業対象者	
サービス内容	○通所介護と同様、それぞれのニーズに応じて明確な目標持ちサービスを提供	○短時間サービス 事業所の特色を生かした内容で実施(運動・交流等)	○事業所の空き時間、スペース等を活用した運動等身体機能向上を目的としたサービス
			○高齢者マシンによる運動を行い、運動器の機能向上を図る

2 介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものであり、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものです。

このようなことから、総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業(以下「サービス事業」という。)等の利用について検討し、ケアプランを作成していくこととなります。

【ポイント】

- 目標指向型のケアマネジメントを意識して
 - ・ 生活機能の低下が生じている原因や背景を分析
 - ・ 個々人の興味や関心のあることを中心に目標設定
 - ・ 目標達成のための具体的な支援内容を盛り込む
 - ・ 心身機能の向上のみならず、地域における活動や参加が果たせるような居場所、活躍の場の創出⇒より具体的な個々の目標設定及び支援方針が導き出せることが重要

- 利用者のための目標設定がポイント
 - ・ 利用者が主体的になれるよう支援することが重要
 - ・ 活動や参加を意識して、できる限り「〇〇できるようになりたい」「〇〇に挑戦する」など、目標の設定をイメージできるよう支援する

3 介護予防ケアマネジメントの類型と考え方

介護予防ケアマネジメントのプロセスについては、利用者の状況や、基本チェックリストの結果、本人の希望するサービス等を踏まえて、従来からの原則的なケアマネジメントのプロセスに沿った上で、以下の類型を想定しています。

○具体的な介護予防ケアマネジメントの類型の考え方

類型	①ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)	②ケアマネジメントB (簡略化した介護予防ケアマネジメント)	③ケアマネジメントC (初回のみ介護予防ケアマネジメント)
内容	通常の介護予防支援の流れ、様式を利用して実施。	サービス担当者会議の適宜開催やモニタリングの実施期間等簡略化したケアマネジメント	ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用やその他の生活支援サービスに利用につながる場合
実施主体	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所(委託)	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所(委託)	地域包括支援センター
対象事業	・現行相当サービス ・基準緩和型(指定事業所) ・現行相当サービスとその他サービスの併用の場合	・基準緩和型サービス(委託事業所) ・短期集中サービス(訪問型・通所型)	・週1回程度の通いの場 ・その他
プロセス	アセスメント →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者】 →サービス利用開始 →モニタリング(3ヶ月に1回) (※最大6ヶ月に1回)	アセスメント →ケアプラン原案作成 (→サービス担当者会議(適宜)) →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者】 →サービス利用開始 (→モニタリング(適宜))	アセスメント →ケアマネジメント結果案作成 →利用者と一緒に目標を設定 →利用するサービス提供者等への説明・送付 →サービス利用開始

4 実施主体（実施担当者）

利用者本人が居住する住所地の地域包括支援センターや指定介護予防支援事業所において、実施します。

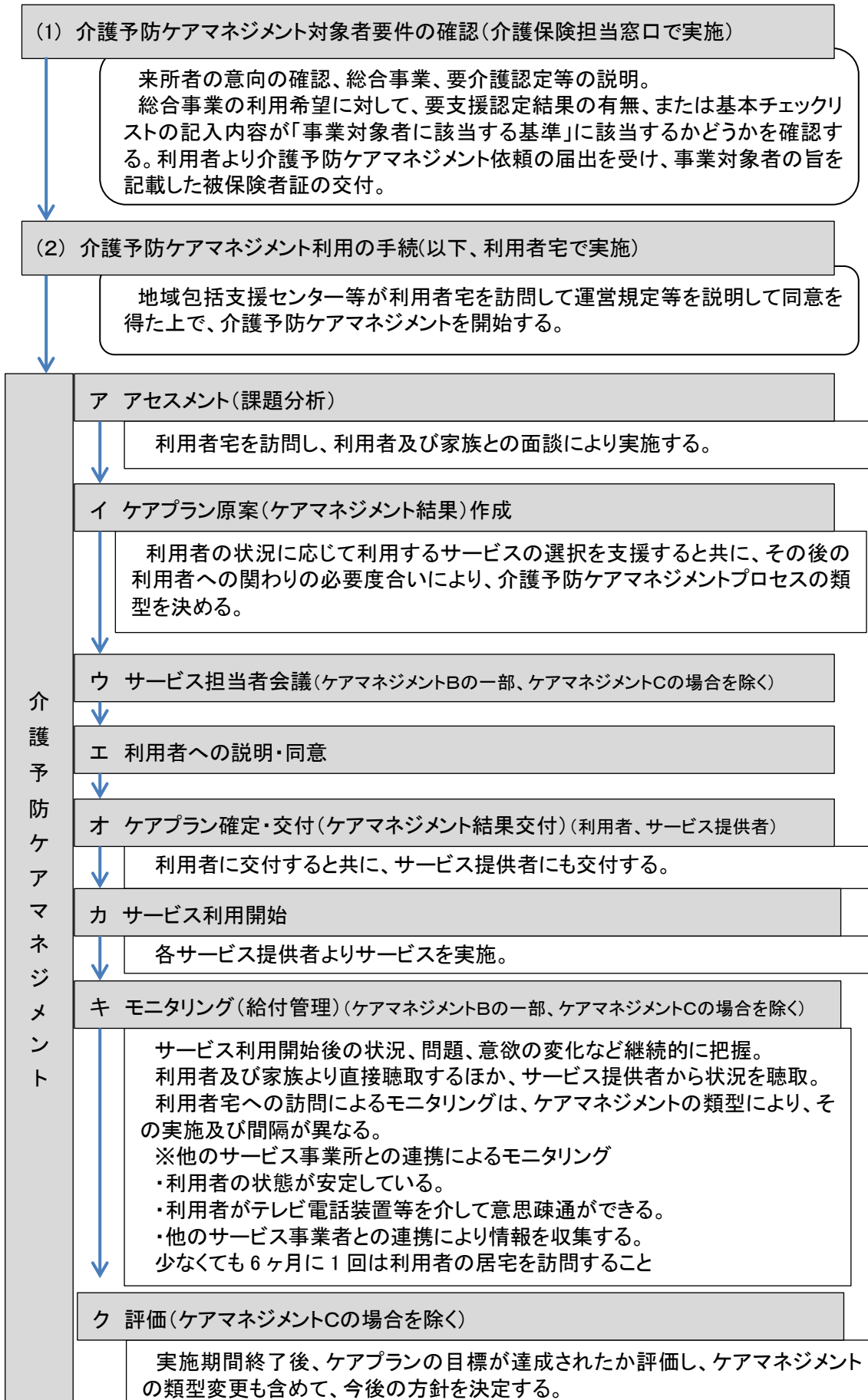
なお、地域包括支援センターの場合、業務の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託することが出来ます。

※地域包括支援センターとの委託契約の締結が必要となります。

5 実施の手順

介護予防ケアマネジメントを開始するに当たっては、利用者が要支援認定者であること又は、事業対象者として市町村に登録されることが必要です。

【ケアマネジメント A（共通事項）】



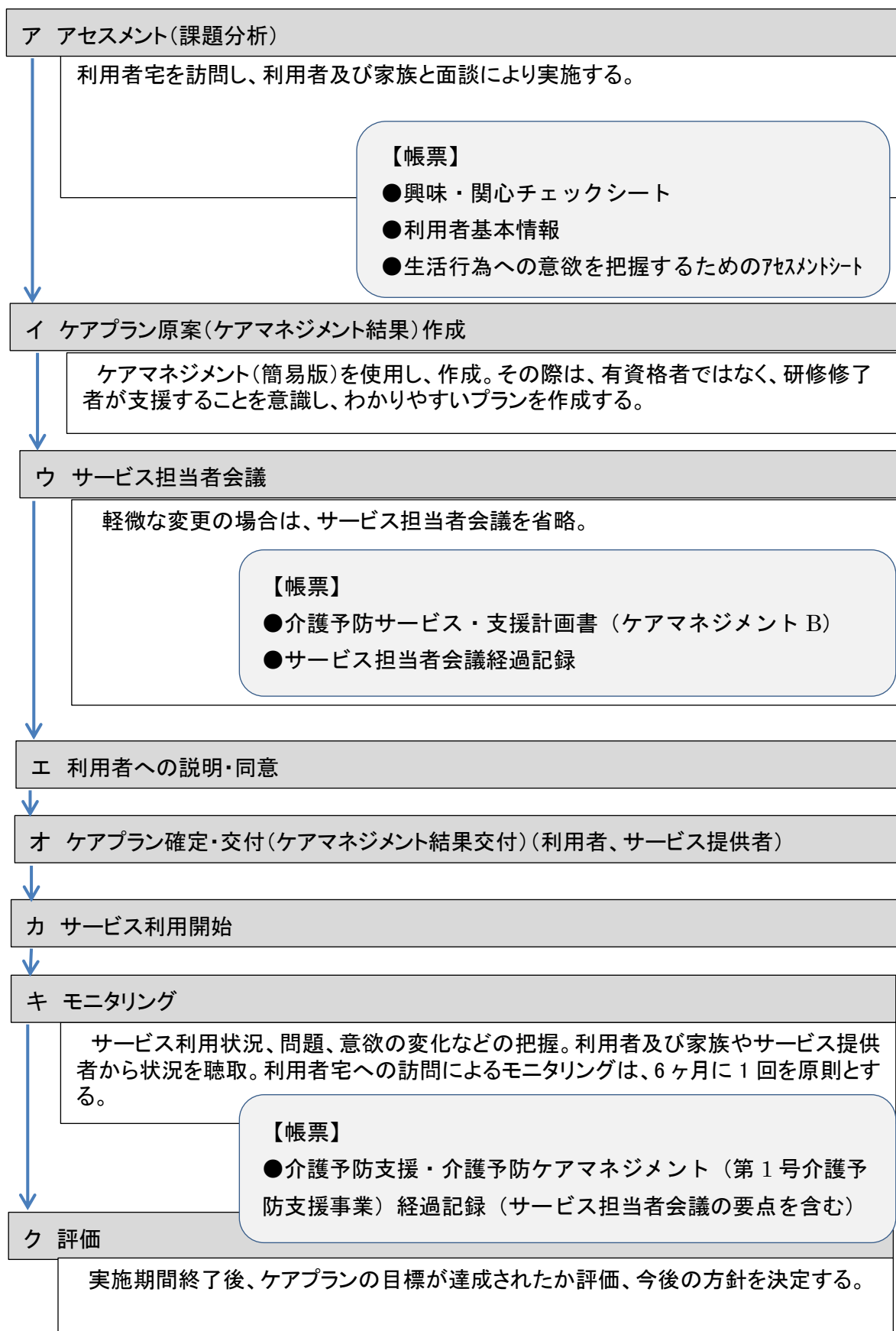
○手順のポイント

<p>アセスメント ●生活機能低下の背景・原因及び課題の分析</p>	<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者の自宅に訪問して本人との面接による聞き取り等を通じて行う。 ○利用者本人の生活機能の低下等についての自覚を促す。 ○介護予防に取り組む意欲を引き出す。 ○生活行為への意欲を把握するためのアセスメントシートを用いて、情報収集だけに限らず、現在置かれている状況を具体的に分析する。 ○本人から病気のことを、主治医からどのように聞いているか、どのように気をつけるように言われているかを確認する。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【帳票】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●興味・関心チェックシート ●利用者基本情報 ●生活行為への意欲を把握するためのアセスメントシート </div>
<p>ケアプラン原案作成 ●目標、具体策、利用サービスなどの決定</p>	<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・生活の目標については、自分の目標として意識できるような内容・表現となるように設定する。 ・利用者自身でも評価できる具体的な目標とする。 ○利用するサービス内容の選択 <ul style="list-style-type: none"> ・各事業所の特徴を捉え、本人の状態や意向に合ったサービスを選択する。 ・本人の選択に基づいたサービス内容を意識する。 ・目標達成のためのサービス利用やその期限の根拠を押さえる。 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・必ず本人の取組みを入れる。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【帳票】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防サービス・支援計画書 </div>
<p>サービス担当者会議 ●家族やサービス提供担当者などと共通認識</p>	<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人、事業所から目標達成のための意見を促す。 ○サービス事業の終了、移行を意識し期間の設定等共有する。 ○担当者会議後、日々利用者の状態の変化、新たな課題の発生、目標達成等状況の変化があった場合の連絡体制づくり ○モニタリングの方法等、今後の関わり方などを事前に伝えておく。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【帳票】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防サービス・支援計画書 ●介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）経過記録（サービス担当者会議の要点を含む） </div>

<p>モニタリングと評価</p>	<p>【ポイント】</p> <p>○3か月に1回及びサービスの評価期間の終了月、利用者の状況に著しい変化のあった時には、訪問して面接する(ケアマネジメント A)。</p> <p>※他のサービス事業所との連携によるモニタリングを実施する場合は、少なくとも6ヶ月に1回は利用者の居宅を訪問すること。</p> <p>○本人の取組みも含め、サービスが計画的に行われていたか確認する。</p> <p>○受けているサービス内容についての満足度。</p> <p>○目標の達成状況。</p> <p>○新たな課題の発生の有無と、再アセスメント、再プランニングの必要性の判断。</p> <p>○最終的な評価をサービス提供事業所にも求め、総合的に判断する。</p> <div data-bbox="644 703 1508 896" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>【帳票】</p> <p>●介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）</p> </div>
-------------------------	--

※ 事業対象者のケアプラン有効期間 最大 24 か月とし評価を実施

【ケアマネジメントB】



※ サービス担当者会議の省略について

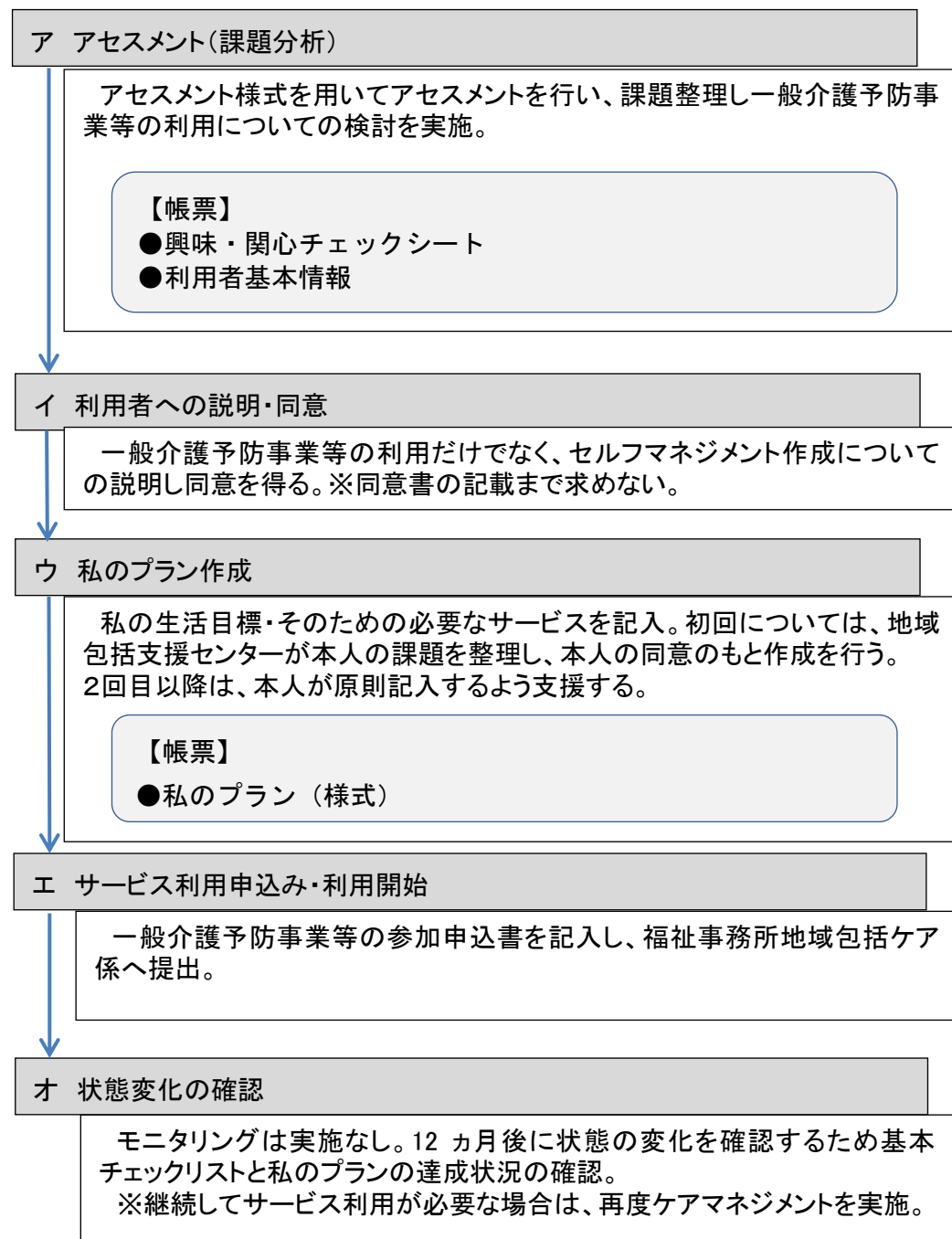
軽微な変更の場合は、サービス担当者会議を省略できることとします。

例)

・単なる目標設定期間の延長を行う場合(ケアプラン上の目標設定(課題や期間)を変更する場合がなく、単に目標設定期間を延長する場合など)については、「軽微な変更」に該当する場合もある。

この軽微な変更の考え方については、居宅介護支援と同様とします。

【ケアマネジメントC】



※一般介護予防事業(市の事業)利用希望の際には申込書を記入してもらい福祉事務所へ提出してください。

表2 ケアマネジメントの類型における各プロセスの実施

(○:実施 △:必要に応じて実施 —:不要)

	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
アセスメント	○	○	○
ケアプラン原案作成	○	○	—
サービス担当者会議	○	△	—
利用者への説明・同意	○	○	○
ケアプラン確定・交付	○	○	(○)(ケアマネジメント結果)
サービス利用開始	○	○	○
モニタリング	○	△	—

ケアプランチェック提出資料

提出時	内容
初回時	○基本チェックリスト ○興味・関心チェックシート ○利用者基本情報 ○介護予防サービス・支援計画書
評価時	○介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス評価表
更新時(プランの見直し)	○基本チェックリスト ○興味・関心チェックシート ○利用者基本情報 ○介護予防サービス・支援計画書

6 留意事項

- (1) 介護予防ケアマネジメントにおいては、利用者及びその家族の秘密が第三者に漏れることのないよう、必要な措置を講じる必要があります。
- (2) 介護予防ケアマネジメントは、自立支援に資するものとして行うものです。この支援の一つとして、総合事業のサービス事業利用者等についても地域ケア会議の検討ケースとして選定し、多職種連携による介護予防ケアマネジメント支援も積極的に進めてください。
- (3) 介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、地域包括支援センター等に加え、利用者本人・家族、サービス事業の実施運営主体、地域で活動する住民主体の支援者も含めて、関わる者全てが総合事業における介護予防の考えを共有する必要があります。

7 興味関心チェックシートの活用

興味関心チェックシートは、その人らしさ、その人の好きなこと、楽しそうと感ずることを表します。それらは生きがい、改善の意欲につながります。特に本人が関心のある生活行為について、聞き取りと質問を行い、気づきと意欲、モチベーションにつながるよう目指します。

興味・関心チェックシート

氏名: _____ 年齢: _____ 歳 性別: () 記入日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

表の生活行為について、現在しているものには「している」の列に、現在していないがしてみたいものには「してみたい」の列に、する・しない、できる・できないにかかわらず、興味があるものには「興味がある」の列に○を付けてください。どれにも該当しないものは「している」の列に×をつけてください。リスト以外の生活行為に思いあたるものがあれば、空欄を利用して記載してください。

生活行為	興味・関心			生活行為	興味・関心		
	している	してみたい	興味がある		している	してみたい	興味がある
自分でトイレへ行く				生涯学習・歴史			
一人でお風呂に入る				読書			
自分で服を着る				俳句			
自分で食べる				書道・習字			
歯磨きをする				絵を描く・絵手紙			
身だしなみを整える				パソコン・ワープロ			
好きなときに眠る				写真			
掃除・整理整頓				映画・観劇・演奏会			
料理を作る				お茶・お花			
買い物				歌を歌う・カラオケ			
家や庭の手入れ・世話				音楽を聴く・楽器演奏			
洗濯・洗濯物たたみ				将棋・囲碁・ゲーム			
自転車・車の運転				体操・運動			
電車・バスでの外出				散歩			
孫・子供の世話				ゴルフ・グラウンドゴルフ・水泳・テニスなどのスポーツ			
動物の世話				ダンス・踊り			
友達とおしゃべり・遊ぶ				野球・相撲観戦			
家族・親戚との団らん				競馬・競輪・競艇・パチンコ			
デート・異性との交流				編み物			
居酒屋に行く				針仕事			
ボランティア				畑仕事			
地域活動 (町内会・老人クラブ)				賃金を伴う仕事			
お参り・宗教活動				旅行・温泉			

ADL・IADL
生活を支える項目であり、その理由を聞き取る

役割や交流
人柄や暮らし方を表す

空欄部分は本人の興味をさらに引く質問を記入

している、やりたい、興味があるの他に、かつてやっていたかどうか聞き取り、阻害要因を探る。

趣味、楽しみ
意欲を引き出すチャンスとなる

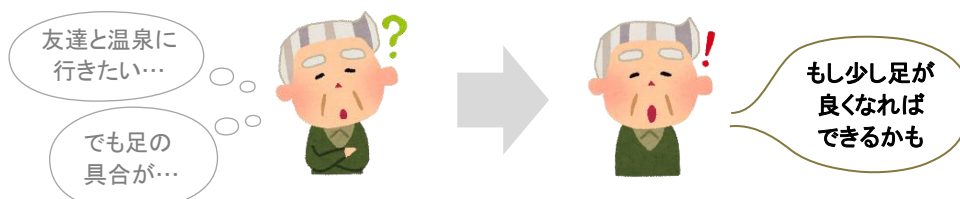
身体を動かす
心身の機能改善と意欲を引き出す

仕事
働くことが好きな人には意欲を引き出すきっかけとなる

旅行・温泉は好きな人が多い。

人は質問されると考えを巡らせます

さらに前向きな質問で気づきにつなげます



なぜしている(していない)のか、なぜしてみたい(興味がある)のか、その「状況」「原因」「希望」を明確にし、また、いつ、誰と、どこでしたいのか、具体的な状況と希望を「深める質問」で引き出し、「関連質問」につなげます。

深める
質問

しているに○

状況を確認します。「○○について、“している”にチェックしていますが、どのような状況なのか教えていただけますか？」など、具体的に、どのように、誰と、どこでしているのか聞き取り、不安に思うことはないかなどの質問で深めます。

- 「どのようにされているのか、聞かせていただけますか？」
- 「どのように工夫したり、周囲の方にお手伝いしてもらっていますか？」
- 「やりづらいこと(時間帯、場所など)はありませんか？」
- 「この先やりづらくなりそうな心配(リスク要因)はありませんか？」

してみたいに○

できない原因を探ります。“かつてはしていた”、“なにかきっかけがあればできる”、“今はしていない事情”を聞き取ります。「○○について、“してみたい”にチェックしていますが、その理由を教えてくださいいただけますか？」など、聞き取り、改善点を探ります。

- 「していない理由はなぜなのか、聞かせていただけますか？」
- 「どのような条件(チャンス)があれば、やってみたいと思われませんか？」
- 「この先やりづらくなりそうな心配(リスク要因)はありませんか？」
- 「どのように工夫したり、お手伝いがあればできそうですか？」
- 「いつまでにやれるようになりたいと思っていますか？」



興味があるに○

ポジティブな気持ちの表れです。「○○について”興味がある”にチェックしていますが、どのようなところに興味をもたれたのか理由を教えてくださいいただけますか？」など聞き取り、どんな支援があればやってみたいと思うのか質問を深め、前向きな気持ちを引き出します。

- 「○○に興味があるのはいいですね。その理由を教えてくださいいただけますか？」
- 「いつから○○に興味があるのですか？」
- 「○○ができるようになれば、次は何をしたいですか？」

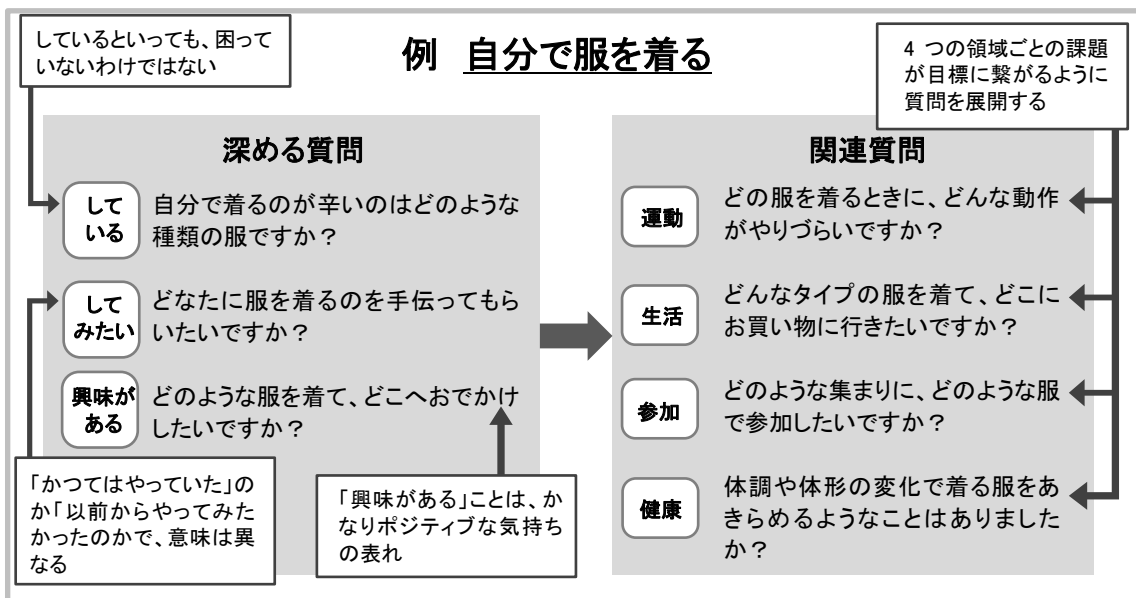
関連
質問

不安要素、リスク、希望や「こうしたい」思いに本人や家族が気づくことで、改善達成への動機づけにつながられるよう目指します。

質問することで浮き彫りになった不安要素や課題の改善に取り組むことで、生活や健康状態の改善、楽しみの実現を目指す動機づけにつなげます。

- 1 運動・移動
- 2 日常生活
- 3 社会参加
- 4 健康管理

ひとつの課題に取り組むことで、これら4つの領域が複合的に改善できる可能性がある



ADLに関する項目

自分で行うことで、どのように暮らしが充実するか、生活が広がるのかをイメージして改善への動機づけへ繋がります。

深める質問

している

自宅に限らず、「どこで」「誰と」「どのように」行っているのか、辛いところはないか聞き取ります。

してみたい

やりたい気持ちがあるにできない理由を聞き取ります。いつからできないのか、具体的に困っていること、できるようになったらどうしたいかを聞き取ります。

興味がある

どんな支援があればやってみたいと思えるのか、なぜ興味があるのか、やれたらどうしたいかを聞き取ります。

関連質問

運動

やりづらいときや動作はありますか？

生活

自分でしている工夫はどんなことですか？どんなふうになりたいと思っていますか？

参加

もし、〇〇ができるようになったらどこへ誰と行きたいですか？

健康

どのようなとき辛くなりますか？良いときはどうしていますか？

IADLに関する項目

好みやこだわりが表れます。充実した生活や楽しみを支える大切な項目です。

深める質問

している

この先不安に思うことはないか、辛い動作、工夫していることを聞き取ります。

してみたい

具体的に、どこを、どんなふうにしてみたいのか？身体のどこがよくなればできるようになると思うのか、できない原因などを聞き取ります。

興味がある

どういうふうにしたいか？いろんなやり方があるが、どんなふうにしてみたいかを聞き取ります。

関連質問

運動

やりづらいときや動作はありますか？

生活

自分でしている工夫はどんなことですか？どんなふうになりたいと思っていますか？

楽しさ

もし、〇〇ができるようになったら誰を家に招きたいですか？

健康

どのようなとき辛くなりますか？良いときはどうしていますか？

外出に関する項目

自動車の運転や徒歩、公共交通機関を利用した外出は生活の足であり、その目的は買い物から社会参加まで多岐に及びます。

深める質問

している この先不安に思うことはないか、辛い動作、ヒヤットすることはないか聞き取ります。

してみたい いつからしていないのか、どこへ行きたいか、身体のとどこがよくなれば外出できるようになると思うか聞き取ります。

興味がある どのような条件が整えばできるようになると思うか聞き取ります。

関連質問

運動 やりづらいときや動作はありますか？

生活 どんなときに必要か、どんなふうにしたいと思っていますか？

参加 何かの集まりに参加するために必要ですか？

関係 誰とでかけたいですか？外出できなくなったら頼れる人はいますか？

役割に関する項目

孫や子供の世話、動物の世話など、役割は社会における居場所であり、自己肯定感に影響します。

深める質問

している お世話をすることで辛くなっていないか、不安に思うことはないですか？

してみたい 身体のとどこが改善したら、どんなお世話がしたいか聞き取ります。

興味がある 誰の(どんな動物の)お世話がしたいのか、どんなお世話がしたいのか聞き取ります。

関連質問

運動 辛いことややりづらい動作はありますか？

生活 これまでどのようなお世話をしてきましたか？

参加 どんなイベントと一緒に出かけたいですか？

健康 体調が悪くてお世話ができなかったことがありましたか？

交流・社会貢献に関する項目

誰かとの関りや楽しい時間の共有、感謝の言葉をもらうことは、生きる活力につながります。質問をすることで本人の願いや意欲を引き出します。

深める質問

- している** どこで、どんなことをしているのか、どうやって行っているのか、何か不安に思うことはないか聞き取ります。
- してみたい** 以前はどのようにやっていたのか、何を工夫すればできるようになるか聞き取ります。
- 興味がある** どんなふうにやってみたいか、誰とどこへ行きたいのか聞き取ります。

関連質問

- 移動** どうやって出かけていますか？どこがよくなれば行けそうですか？
- 関係** 誰と、どんなふうに楽しみたいですか？
- 体調** 体調が悪くてあきらめたことはありますか？
- 健康** ○○で楽しむために、身体で良くなって欲しいところはありますか？

趣味に関する項目

これらの質問により、ADL、IADL を改善することで人生をより楽しむことができるとの気づき、動機づけにつながります。「本人らしさ」を取り戻すことにより、より充実した生活を送ることができます。

深める質問

- している** その趣味で、特に楽しいと感じるところはどんなところか、不安に感じることはないか聞き取ります。
- してみたい** なぜしてみたいと思うのか、どこを改善すればできるようになると思うか聞き取ります。
- 興味がある** どんな作品を作りたいと思うか、なぜその趣味に興味があるのか聞き取ります。

関連質問

- 移動** どこまで出かけていますか？辛いことはありますか？
- 関係** 一緒に楽しむ、楽しみたい友人はいますか？
- 体調** 体調が悪くてあきらめたことはありますか？
- 健康** ○○を楽しむために、どのような体調管理が必要だと思えますか？

仕事に関する項目

達成感が得られることが自己肯定感につながり、段取りを考えその通りに行うことは作業療法的効果があり、介護予防につながります。

深める質問

- している** どんな仕事をしているのか、不安に感じることはないか聞き取ります。
- してみたい** どんな仕事をしてみたいのか、どこを改善すればできるようになると思うか聞き取ります。
- 興味がある** どんな仕事に興味があるのか聞き取ります。

関連質問

- 機能** その仕事をするにあたって、身体に辛いことはありますか？
- 関係** 成果を見たり、評価してくれる人はいますか？
- 楽しみ** 仕事で得た賃金で何をしたいですか？
- 健康** 仕事をするために、どのような体調管理が必要だと思えますか？

質問が持つ4つの力を使いこなす

1 考える力

人は、質問されると「私は…」と考えを巡らす（答えを考える）習性があります。質問は釣り竿の先に付けたルアーのようなもの、ルアーに食いついてもらうためには、考えやすい質問をすることが大切です。

2 気づく力

私たちは、指摘されるよりも「……………ということがありましたか？」と示唆的に質問された方が、「実は…」と気づきが生まれる確率が飛躍的に上がります。

3 動機づける力

質問には仮設を前提とした質問方があります。「もし仮に…」と前向きな状況を踏まえて質問すれば、「そうなるなら〇〇はやってみたい」と返答する率はかなり上がります。未来志向の質問は人を動機づけます。

4 関係づくり力

信頼関係や人間関係の深まり具合が質問のやりとりレベルに表れます。アセスメントの質問軍はかなりナイーブな質問が多いので、「質問する理由」を説明するのは大切なエチケットです。

8 ケアマネジメント報酬(単価・加算)

(1)単価及び加算(令和6年4月1日)

類型	利用サービス	利用者	報酬
ケアマネジメントA	現行相当サービス	要支援認定者 事業対象者	442 単位
ケアマネジメントB	基準緩和型サービス 短期集中サービス	要支援認定者 事業対象者	307 単位
ケアマネジメントC	一般介護予防事業等 週1回程度の通いの場	要支援認定者 事業対象者	103 単位

○ 初回加算(ケアマネジメントA・ケアマネジメントB) 300 単位

現行の指定居宅介護支援、指定介護予防支援における基準に準じて算定できます。

ア) 新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合

(契約の有無に関わらず、介護予防ケアマネジメントの実施が終了して二月以上経過した後、介護予防ケアマネジメントを実施する場合を含む)

イ) 要介護者が要支援認定を受け、あるいはサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合。ただし、予防給付を受けていた者が、要支援の認定有効期間の満了の翌月から、サービス事業対象者として総合事業のサービス利用に移行するときは、初回加算の算定を行うことはできません。

○ 委託連携加算(ケアマネジメントA)300 単位

地域包括支援センターが、指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を指定居宅介護支援事業所に提供し、介護予防サービス計画の作成等に協力した場合、当該委託を開始した月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

○ 集中支援加算(ケアマネジメントB)200 単位

短期集中系サービスを利用する者に対して、利用最終月に短期集中系サービス事業所と会議を実施し、事業終了後の対応について検討、支援経過記録に記載した場合に所定単位数を加算。(支援計画記録の提出は不要)

9 基準緩和型サービスについて

(1) サービス種別

【基準緩和型訪問サービス】

種別	生活支援型(指定) ※令和6年6月改定予定	生活支援型(委託)
概要	専門的支援が必要ない生活援助	介護事業所外事業所からの生活援助
職種	介護福祉士、初任者研修修了者、自立生活サポーター (一定研修修了者)	自立生活サポーター (一定研修修了者)
提供時間	20分以上 45分未満	45分以上 60分未満
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・掃除(○居室内やトイレ、卓上等の清掃 ○ゴミ出し ○準備・後片付け) ・洗濯(○洗濯機または手洗いによる洗濯 ○洗濯物の乾燥(物干し) ○洗濯物の取り入れと収納 ○アイロンがけ) ・ベッドメイク(○利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等) ・衣類の整理・被服の補修(○季節ごとの入れ替え等 ○ボタン付け、破れの補修等) ・一般的な調理、配下膳(○一般的な調理○配膳・後片付け) ・買い物・薬の受け取り(○日用品の買物(内容の確認、品物・つり銭の確認を含む) ○薬の受け取り) <p>※サービス内容の考え方については、既存の生活支援と同様</p>	
利用申込	指定事業所と調整し、契約	申込書を地域包括ケア係へ提出
個別計画	個別計画を作成	義務付けなし。 ※ケアプランでサービス内容を明確に記載してください。
単位数	20分以上 45分未満 179単位/回 45分以上 60分未満 220単位/回	158単位/回
負担割合	1割・2割・3割	

【基準緩和型通所サービス】

種別	指定事業所	
概要	指定事業所の空きスペースを利用したの短時間デイサービス	
提供時間	2時間から4時間	
サービス内容	事業所ごとに内容・時間を設定。 主に運動・交流を基本とする。	
利用申込	事業所ごとに調整、契約が必要	
個別計画	個別計画を作成	
単位数	事業対象者・要支援1	349 単位／回(1回から4回まで) 1,438 単位／月(5回)
	事業対象者・要支援2	358 単位／回(1回から8回まで) 2,897 単位／月(9回)
負担割合	1割・2割・3割	
その他	事業所ごとに内容、時間等が違いますので、それぞれご確認ください。	

(2)委託型サービスの利用者

利用者による選択を基本としますが、利用者によっては専門職の関与が適している場合があります。そこで、別紙確認項目により全て該当する方を対象とします。

	確認項目	考え方
1	有資格者からの支援でないことを理解できる。	非専門職からの支援であることを基本とし、理解力の有無を確認します。
2	コミュニケーション能力が保たれている。	受け答えが誰に対してもできるかの確認をします。
3	転倒のリスクが低い。	直近1か月程度で転倒したことがあるか、また立ち上がり、歩行など転倒のリスクがないかを確認します。
4	精神、身体状況が安定している。	進行性の病気等に罹患しており、身体状況が著しく変化がないか、認知症状も含め精神的に安定しているかを確認します。
5	ケアプランに位置づけられた自分の役割を理解し、実行できるか。	時間設定が現行相当よりも短時間になっており、自分の役割を更に明確にすることが重要で、それを実行できることを確認します。

(3) 現行相当サービスとの組合せ

適切なケアマネジメントのもと、現行相当サービスと基準緩和型サービスを組み合わせることも可能です。

なお、その際は、ケアマネジメントAとして既存のケアプラン様式を使用し、ケアプランを作成してください。

※留意事項

下記の上限を超えてのサービス利用はできませんので、ご注意ください。

<訪問型サービス>

- ① 要支援1・・・週2回程度まで
- ② 要支援2、事業対象者・・・週3回程度まで

<通所型サービス>

- ① 支援1・・・週1回程度まで
- ② 支援2、事業対象者・・・週2回程度まで

ただし、基準緩和型サービス委託型や短期集中サービスは、支給限度額外となります。

(4) サービス移行について

現行相当サービスから基準緩和型サービスへ移行する場合は、基本的にプランの見直しのタイミングで移行します。

ただし、介護保険制度の趣旨である「サービスの選択」の概念から、サービスの利用を希望される場合は、そのタイミングで適切なプラン関与のもと利用は可能です。

なお、移行時にはサービス担当者会議を開催することを原則とします。

(5) サービス報酬について(指定)

月額包括報酬とされていた支給区分については、「サービス利用実績に応じた報酬設定」及び「多様なサービスとの併用」の観点から、1回当たりの単価設定を基本とします。

ただし、1回当たりの単価設定では、国の基準を超えないために、その月の利用が所定回数を超える場合は、包括単価を設定します。

(6) 訪問型サービスの現行相当サービスと基準緩和型サービスの違いについて

サービス種別	サービス内容
現行相当サービス	専門的支援が必要な方 ①身体介助:老計第10号に記載のある身体介助 ②60分以上の支援が必要な生活援助 ③認知機能の低下に伴う専門的支援 ④障害に伴う専門的支援
基準緩和型サービス	現行相当サービスの②、③、④に該当しない生活援助

※留意事項

(1)③認知機能の低下に伴う専門的支援、④障害に伴う専門的支援の判断について

上記について、個々の判断を基本とします。③、④の理由による現行相当サービスを検討している場合は、高齢係に問い合わせください。

(2)提供期間について→削除予定

事業対象者の場合、最大24か月のケアプランを可能としていますが、下記の内容の場合は、12か月間とします。

- ① 身体介助のうち、自立生活のための見守りの援助
- ② 障害に伴う専門的支援

10 短期集中予防サービスについて（ケアマネジメント B）

専門職が短期集中で利用者に関与し、生活機能・運動機能の向上を図るサービス。
基本3か月を目処に「卒業」や「悪化予防」を目指す。

(1)サービス種別

①訪問機能訓練

種別	タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ
概要	リハ職が自宅へ訪問し、リハビリ等を指導。	認知症ケア専門士が訪問し、生活指導等を行う。	管理栄養士・保健師が訪問し栄養面・健康面を指導。
対象者	要支援認定者・事業対象者のうち以下のような支援が必要なケース（・体力の改善に支援が必要なケース・健康の維持、改善が必要なケース・閉じこもり支援が必要なケース・ADL や IADL の改善支援が必要なケース）		
	例)生活機能低下がある	例)認知機能低下がある	例)糖尿病等の生活習慣病や低栄養等がある
期間	ケースに応じて回数を指定。60分/回 概ね6か月		適宜
職種	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等	認知症ケア専門士	管理栄養士、保健師（市職員）
自己負担	250単位/回		無料

②短期集中通所リハビリテーション事業

種別	高齢者用マシンによるリハビリテーション事業
概要	高齢者用マシンによる運動を行い、運動器の機能向上を図る。
対象者	●要支援認定者●事業対象者（運動機器により、機能向上が図られる見込の方）
期間	概ね週2回。90分/回 基本3か月 ※一月のうち半数以上の参加がなかった（見込まれない）場合にはそこで中止とする
自己負担	2,537単位/月

※①、②とも支給限度額範囲外

※①のタイプⅠ・Ⅱ・Ⅲ及び②は、利用者の状況に合わせて併用可能

(2) ケアマネジメントの流れ

アセスメント(課題分析)

利用者宅を訪問し、利用者及び家族と面談により実施する。

利用者:主治医へ参加の有無の確認

心臓病(心筋梗塞・心不全)、不整脈(心室性頻拍・発作性上質性頻拍)(チェックリスト実施者の場合、表の③④に該当)のある方は「短期集中予防サービス意見書」を持って受診してもらう。
※要支援認定がある場合には「主治医意見書」にて代用可能。
※文書料が発生する場合は利用者の自己負担となる。

リハビリ専門職によるアセスメント(必要時)

※以下のケースの場合、リハビリ専門職のアセスメントを行うことも可能

- ・短期集中予防サービスの利用が適切か判断に迷う
- ・どのメニューが適切か判断に迷う(訪問か通所か、どの職種や事業所か、等)
- ・その他、ケアマネジメントの過程で必要と判断した場合

リハ職:「短期集中予防サービスリハ職アセスメント用紙」

リハ職→市→地域包括支援センター等
→地域包括支援センター等→コピーを保管
原本を市

ケアプラン原案(ケアマネジメント結果)作成

リハビリ専門職によるアセスメント実施時にはリハ専門職の意見も参考に作成。

サービス担当者会議(基本的に福祉事務所高齢係職員も参加)

事業所等関係者と日程調整をし決定後に地域包括ケア係へ連絡。

利用者への説明・同意

ケアプラン確定・交付(ケアマネジメント結果交付)(利用者、サービス提供者)

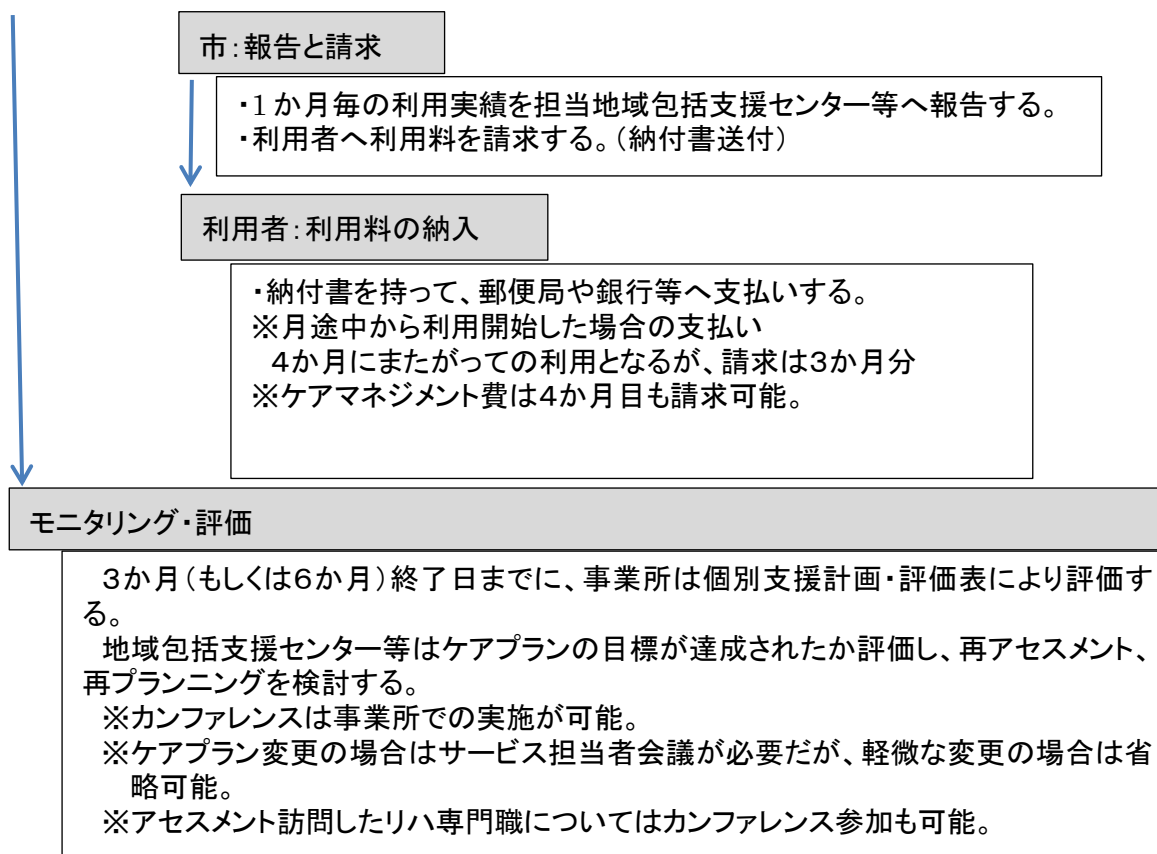
本人から申込書を記入してもらい、様式一式を市へ原本、コピーを事業所へ提出

サービス利用開始

※月途中からの開始の場合は3か月後の月途中まで利用可能。
(例:10月17日開始→1月17日までの利用)

事業所:報告

・1か月毎の利用実績を市へ報告する。



※終了した後、再利用を検討する場合は、まず市へご相談ください。

(3) 提出様式

利用申込時	評価実施後
①参加申込書	①個別支援計画・評価表(事業所)
②基本情報	
③服薬情報	
④介護予防サービス・支援計画書	
⑤短期集中予防サービス意見書(必要時)	
⑥短期集中予防サービスリハ職アセスメント表(必要時)	

※利用申込時には地域包括支援センター等が福祉事務所地域ケア係と事業所へ様式①～⑥を提出

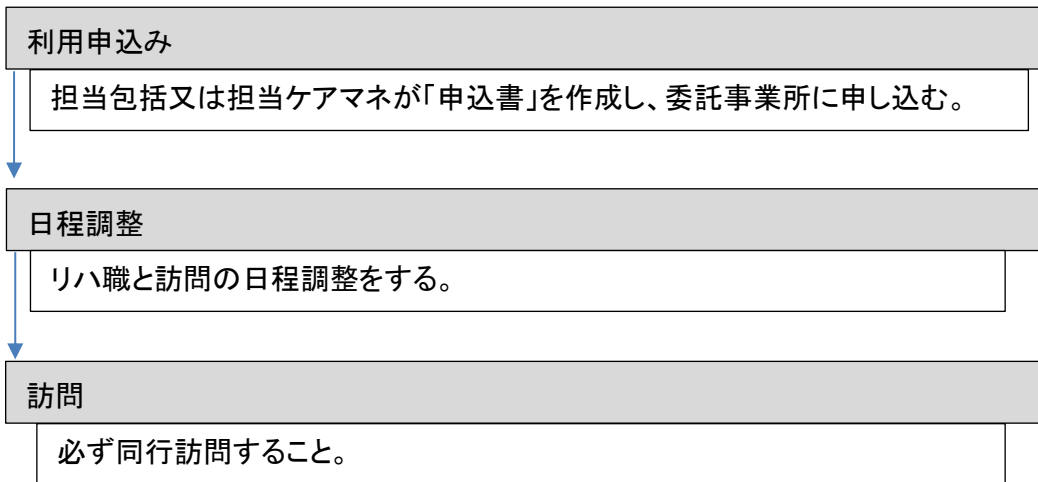
※評価実施後には事業所が地域包括支援センター等と市へ様式①提出

1.1 地域リハビリテーション活動支援事業について

(1) サービス種別

種別	リハビリ専門職の単発訪問指導
概要	リハビリ専門職が対象者の自宅を訪問し、高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性を助言する(個人への指導ではなく <u>ケアマネジメント支援</u>)
対象者	65歳以上の方
職種	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
自己負担	無料

(2) 利用の流れ



<地域リハビリテーション活動支援事業利用例>

Aさん(70代) 支援2

実施理由	短期集中(通所)を開始して3か月で状態改善あり、延長。4か月目に自宅で転倒後、歩行状態が悪くなり、痛みも伴うことから運動で負荷をかけて良いのかと事業所から相談を受ける。運動による筋肉痛も重なって痛みがあり、坐薬や痛み止めを使用しながら利用していた。痛みの状態と運動継続可否について見極めてもらうために依頼。
結果	筋肉痛による痛みと判断。事業所ともすぐに情報共有する。本人の状態は1段階落ちたところで維持。本人もリハ職に見てもらい、どういう動き方をすれば良いか教えてもらったことで守るようになった。

Bさん(80代) 支援2

実施理由	頸椎症と膝関節の変形により徐々に日常生活に支障をきたしているケースだが自立意欲が高く自己流の体操等に取り組んでいた。体操の内容の点検と生活上での工夫点などの助言をいただきたく依頼。
結果	体操の中に関節に負担があるものも含まれていたため、軽めの体操やより効果的な体操を教えてもらい本人も実践。

Cさん(80代) 支援2

実施理由	多くの関節に変形があり装具も使用しているケース。運動中心の通所サービスを利用しているが通常の通所介護への移行も検討すべきか悩んでいたため依頼。
結果	運動中心のサービスの継続が望ましいとの助言がありプラン作成の参考とする。また通所事業所にも運動実施方法の助言があり効果的な運動に取り組めるようになった。

1.2 請求までの流れ

項目	内容
申請	要支援認定(更新)申請(認定調査・審査会)、基本チェックリスト申請
契約等	重要事項説明、契約書の作成
提出	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書の提出 →台帳登録・被保険者証の発行
プラン作成	介護予防ケアマネジメント実施(アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議等)
利用	ケアプラン交付・サービス利用
請求	給付管理票・請求書の提出(委託元地域包括支援センターへ) ※地域包括支援センター ○介護予防支援費を国保連に請求 国保連より支払 ○介護予防ケアマネジメント費を市に請求 市より支払

※請求事務の注意事項

介護予防ケアマネジメント費は市から地域包括支援センターへ費用が支払われます。委託を受けた居宅介護支援事業所は、今までと同じ方法で地域包括支援センターへ報告・請求を実施します。なお、請求については、介護予防支援費と介護予防ケアマネジメントを分けて請求を行ってください。

地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント費を市へ請求してください。

1.3 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの整理

- ・要支援認定者のプランは、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」があります。
- ・令和6年度介護保険法改正において、新たに指定事業所として行うことができる業務は「介護予防支援のみ」となります。
- ・なお、介護予防ケアマネジメントについては、従来通り地域包括支援センターからの委託契

約が必要となります。

居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所となった場合

利用するサービス	プラン	備考
・事業対象者が使うサービス	介護予防ケアマネジメント 442 単位	地域包括→居宅介護支援事業所のみ
・福祉用具貸与や予防短期入所のみ	介護予防支援 472 単位	指定介護予防支援事業所も可
・福祉用具等の介護予防サービス＋総合事業	介護予防支援 472 単位	指定介護予防支援事業所も可

●介護予防支援として関わっているケースが総合事業のみのサービスとなった場合

・介護予防ケアマネジメントに切り替わりますので、地域包括支援センターの契約書による契約が必要となります。

●請求について

・指定介護予防支援の請求については、指定介護予防支援事業所が直接国保連に請求を行います。

・指定介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに切り替わった場合は、地域包括支援センターが国保連に請求を行うこととなります。

●契約について

・指定介護予防支援→指定介護予防支援事業所の契約書

・介護予防ケアマネジメント→地域包括支援センター(従来通り)の契約書

●作成届の変更について

・請求に伴う、国保連への台帳修正が必要となりますので、介護予防ケアマネジメントと介護予防支援の変更があった場合には、速やかに作成届の提出をお願いします。